



さいたま市との契約がない医療機関等で 産婦健康診査を受診される予定の方へ

さいたま市との契約がない医療機関等で実施し全額自己負担となった産婦健康診査費は、
償還申請を行っていただくことで、助成を受けることができます場合があります。

○産婦健康診査の助成には以下の要件を満たす必要があります。

【要件】

- (1)産後(流産・死産を含む)概ね一か月程度で実施する産婦健康診査受診時に、さいたま市に住民登録がある方。
- (2)医療法に定める病院、診療所及び助産所のうち、さいたま市と委託契約をしていない医療機関等で受診した出産後概ね1か月程度の産婦健康診査(基本的な健診及びこころの健康チェックの両方を実施したもの)。

※母子健康手帳の交付日以降の産婦健康診査を対象とします。

※健康保険適用の診療、文書料等は対象となりません。

※産婦健康診査の項目^(注)を実施していない場合は、対象とならない場合もあります。

(注)基本的な産婦健康診査(問診・診察、血圧測定、体重測定、尿検査)・こころの健康チェック

○原則、各区保健センターで「市からのお願い(産婦健康診査実施医療機関の長様あて)」の封書を受け取ってください。
受け取りが難しい場合、受け取り後紛失等でお手元に封書がない場合は、さいたま市ホームページから下記「*用意するもの*」①及び②をダウンロードのうえ、産婦健康診査を実施可能であるか医療機関にご相談ください。

用意するもの

- ①「さいたま市産婦健康診査実施のお願い(医療機関のご担当者様へ)」
- ②「こころの健康チェック質問票」 ※3種類あり、「エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)」は必須です。
(育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)、赤ちゃんへの気持ち質問票)
- ③「産婦健康診査助成券」 ※妊婦健康診査等助成券冊子に綴じられています。冊子はご出産後も捨てないでください。

*①および②のダウンロードはこちらから ⇒



↓ 検索の場合 ↓ ※「妊婦」とお間違えのないようご注意ください。
「さいたま市 産婦健康診査費助成金償還払い申請について」

受診の流れ

- 1. 上記「*用意するもの*」の①～③を医療機関にご提示ください。
その際、「さいたま市で産婦健康診査費の助成を受けるため」であることを医療機関にお伝えください。
《注》②「こころの健康チェック質問票」の実施ができない場合は、産婦健康診査費助成制度の対象外となります。
- 2. 産婦健康診査を実施し、③「産婦健康診査助成券」に結果を記入してもらってください。
もし、記入ができなかった場合は、担当課から直接、医療機関に健診内容確認のご連絡をさせていただきます。
助成券は産婦さんご自身で保管してください。償還申請時に必要です。
- 3. 医療機関窓口では、健診費用は全額自己負担となります。
発行される領収書は産婦さんご自身で保管してください。償還申請時に必要です。



《お問合せ》

さいたま市 子ども未来局子ども育成部母子保健課 母子保健係
TEL:048-829-1586 FAX:048-829-1960

